

市役所通りの混雑・渋滞にご注意ください

問 河川課
(TEL) 048-736-1134



浸水被害を軽減するため、市役所交差点周辺で会之堀川の改修工事を実施します。工事期間中は、同交差点周辺の市役所通りで仮設道路による対面通行を行う他、時間帯により片側交互通行になります。右折レーンの減少や、交差点の矢印信号がなくなるなど信号形態も変わり、混雑・渋滞の発生が予想されます。車両通行の際は、周辺道路への迂回にご協力ください。

とき… 令和9年3月まで(予定)

長期間に渡って迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力を願います。



住宅用火災警報器の設置と維持管理を徹底しましょう

問 予防課 (TEL) 048-738-3117



住宅用火災警報機とは？

設置が義務づけられていて、火災が発生した際に煙や熱を感知し、音声などでいち早く知らせます。火災の被害を最小限にとどめ、逃げ遅れ防止にもつながります。

維持管理が重要！

住宅用火災警報器は、古くなるとセンサーなどが劣化し、火災を感知しなくなることがありますので、10年を目安に交換してください。また、定期的な作動確認をしましょう。

定期的な作動確認の方法

本体の点検ボタンを押すか、本体から出ている点検ひもを引いてみて、反応がなければ、本体の故障か電池切れのため、本体または電池を交換しましょう。

火災が起きてしまったら

あわてず落ち着いて119番に通報をしてください。大きくなった火を無理に消そうとせず、大声で火事を知らせて避難しましょう。



後期高齢者医療保険者証(保険証)が更新されます

問 国民健康保険課 (TEL) 048-796-8679

新しい保険証を7月下旬までに郵送します

現在お使いの保険証の有効期限は、7/31(水)です。8/1(木)以降は、必ず令和6年度の新しい保険証を病院の窓口などで提示してください。有効期限を過ぎた保険証については、同封の通知をご確認ください。

特定記録郵便で郵送します

郵便受けに投函されます。

希望により、簡易書留郵便に変更できます。希望する人は、6/28(金)までに、市役所2階国民健康保険課、または庄和総合支所2階福祉・健康保険担当へ申し込んでください。

保険証は、住民登録の住所に送ります

住民登録の住所地以外に住んでいる場合や、

住居に表札がない場合、配達されないことがあります。

住民登録地以外への送付を希望する場合は、送付先を変更する手続きが必要です。

保険料が改正されます

今回の改正で、令和6・7年度の保険料の均等割額は45,930円、所得割率は9.03パーセントとなりました。(ただし、総所得金額等の合計額から基礎控除を差し引いた額が58万円以下の人には、令和6年度に限り8.42パーセント)

また、同一世帯内の被保険者および世帯主の令和5年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、下表のとおり均等割額が軽減されます。

表 均等割額の軽減

軽減判定基準(世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減後の均等割額(軽減割合)
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 ^{※1} - 1) 以下	13,700円(7割軽減)
基礎控除額(43万円) + 29.5万円 ^{※2} × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 ^{※1} - 1)	22,960円(5割軽減)
基礎控除額(43万円) + 54.5万円 ^{※2} × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 ^{※1} - 1)	36,740円(2割軽減)

※1 同一世帯内の被保険者及び世帯主のうち、給与所得がある人(給与収入が55.1万円以上)または、公的年金等所得がある人(公的年金収入が令和6年1/1時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)の数

※2 令和6年度は軽減判定基準額が引き上げられ、軽減が拡充されています



かすかべ健チャレスタンプカード

問 春日部市保健センター (TEL) 048-736-6778

対象の健(検)診、健康に関する講座やスポーツ教室などのイベントの参加、自身の健康づくりにチャレンジをして、スタンプを5個以上集めると、抽選で豪華な賞品が当たります。

配布期間▶令和7年1/30(木)まで(チャレンジ実施は12/28(土)分まで)

配布場所▶同センター

対象▶18歳以上の市内在住者

その他▶スタンプの対象イベントや詳しい参加手順などは市WEBで



ハンセン病を正しく理解する週間

問 人権共生課 (TEL) 048-736-1130

ハンセン病は治る病気です。正しく理解し、差別や偏見をなくしましょう。

とき▶6/23(日)~29(土)

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度

精神的苦痛を慰謝するための補償金です。

まずは電話で相談してください。

厚生労働省保証金担当窓口 (TEL) 03-3595-2262

受付時間▶10:00~16:00(土)(祝)を除く)

請求期限▶11/21(木)まで